

和歌山県地域医療構想（橋本保健医療圏構想区域）調整会議 設置要綱

（設置及び名称）

第1条 和歌山県地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき和歌山県が策定した地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、同法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、和歌山県地域医療構想（橋本保健医療圏構想区域）調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）地域の医療機関が担うべき病床機能に関すること
- （2）病床機能報告制度に基づく情報の共有等に関すること
- （3）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関すること
- （4）その他、和歌山県地域医療構想の達成を推進するために必要な協議事項

（調整会議の組織及び委員）

第3条 調整会議は、関係行政機関、医療関係団体、関係医療機関等から選出された委員をもって構成する（別表）。

（議長及び副議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長には、和歌山県橋本保健所長があたる。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 議長は、必要があるときは、調整会議に諮って副議長を置くことができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、調整会議の議事等に応じて出席を求める委員（以下「出席依頼委員」という。）を柔軟に選定することができる。
- 3 調整会議は、出席依頼委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議長は、委員の代理出席を認めることができる。
- 5 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は、上記の委員のほか、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会）

第6条 専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、調整会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 調整会議の庶務は、和歌山県橋本保健所において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。（第1回調整会議開催日）

和歌山県地域医療構想（橋本保健医療圏構想区域）調整会議委員名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
1	橋本保健所長	いけだ かずのり 池田 和功	会長
2	伊都医師会 会長	まえだ よしのり 前田 至規	
3	伊都歯科医師会 会長	むらかみ ひろたか 村上 浩孝	
4	伊都薬剤師会 会長	こじま よしかず 児嶋 慶和	
5	和歌山県看護協会伊都地区支部長	にしやま としこ 西山 登志子	
6	県立医科大学附属病院 紀北分院 分院長	かわかみ まもる 川上 守	
7	橋本市民病院 病院長	しまだ こうすけ 嶋田 浩介	
8	社会医療法人博寿会 山本病院 理事長	やまもと ひろあき 山本 博晟	
9	医療法人南労会 紀和病院 病院長	にしぐち たかし 西口 孝	
10	医療法人郷の会 紀の郷病院 理事長	たなか けいぞう 田中 敬造	
11	医療法人 岡田整形外科 理事長	おかだ まさみち 岡田 正道	
12	医療法人久和会 奥村マタニティクリニック 理事長	おくむら よしひで 奥村 嘉英	
13	医療法人博周会 梅本診療所 理事長	うめもと ひろあき 梅本 博昭	
14	医療法人恒裕会 吉田クリニック 理事長	よしだ ひろし 吉田 裕	
15	高野町立 高野山総合診療所 管理者	ひろうち ゆきお 廣内 幸雄	
16	全国健康保険協会和歌山支部 企画総務グループ統括リーダー	よしだ たかき 吉田 隆紀	
17	橋本市 健康課長	ひるもと よしはる 蛭本 義治	
18	かつらぎ町 やすらぎ対策課長	まえおか しんや 前岡 眞也	
19	九度山町 住民課長	よこた たけし 横田 武志	
20	高野町 福祉保健課長	うええ よしゆき 上江 良幸	